

6. 高齢者福祉 (健康福祉課 高年福祉係)

(1) 在宅の福祉

①在宅高齢者介護手当

介護による経済的負担等を軽減し、在宅生活を支援するために介護手当を支給します。※入院・入所中は除く

〈対象者〉 介護保険の要介護度4または5に認定された在宅高齢者（65歳以上）を同居またはこれに準ずる状態で介護している人

※福崎町内に住所がある人に限る

〈金額〉 月額 10,000円

②介護用品購入費助成

介護用品購入費を助成することにより、在宅介護を支援し、介護負担の軽減を図ります。※入院・入所中のものは除く

〈対象者〉 要介護認定4以上で在宅の人および重度心身障がい者（児）介護手当受給者

〈助成額〉 年間 18,000円以内

〈申請に必要なもの〉 購入物品の領収書（対象者の氏名および内容の分かる但し書きのあるもの）もしくは、内容の分かるレシート

③布団クリーニング助成

布団等のクリーニングに係る費用を助成することにより在宅福祉、保健、衛生の向上を図ります。※入院・入所中のものは除く

〈対象者〉 要介護認定3以上で在宅の人および重度心身障がい者（児）介護手当受給者

〈助成額〉 年間 6,000円以内

〈申請に必要なもの〉 クリーニング料金の領収書（対象者の氏名の書かれたもの）

④訪問介護・通所サービス等利用者負担金助成

住民税非課税世帯の人で、下記のサービスを利用した場合、申請により、支払った法定介護サービスにかかる利用者負担の2分の1を助成します。この助成は事前に登録が必要です。

（対象サービス）

- 訪問介護
- 通所介護
- 通所リハビリ
- 訪問入浴



⑤通院支援サービス

在宅高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き自立した生活が送れることを支援し、保健福祉の向上を図ることを目的に、医療機関へ通院する場合のタクシー利用料金の一部を助成します。このサービスの利用は事前に登録が必要で、民生委員の確認が必要です。また、助成には所得制限があり、毎年更新申請が必要です。

〈対象者〉

- (1) 65歳以上で、独居または家族が運転できず、一般の交通手段を利用することが困難な人
- (2) 車いすまたはストレッチャー等を利用しており、自家用車での送迎が困難な人

〈助成内容〉

医療機関への通院時に利用できるタクシー券を、月 10,000 円分交付します。

(参考)

但陽ボランティアセンターによる移送サービス

車いす、ストレッチャーを使用されている方の移送サービスです。車いすのまま乗れるリスト付車両で外出ができます。利用条件や申し込み方法は但陽ボランティアセンターにお問い合わせください。

【年会費】 2,000 円 (利用費用は無料：有料道路、駐車場代は自己負担)

【問い合わせ先】 NPO 法人但陽ボランティアセンター

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口 772

電話：079-454-8187 ファックス：079-424-4732

⑥緊急通報システム

概ね 65 歳以上の一人暮らしの要援護高齢者、70 歳以上の要援護高齢者のみの世帯および身体障がい者のみの世帯宅に設置し、急病や事故等の緊急時に緊急通報センターに通報し、速やかに救助を行うシステムです。緊急時の対応のほか、健康相談や介護に関する相談なども 24 時間受け付けます。また、毎月 1 回、看護師からお伺い電話をし健康状態の確認などを行います。

申請には民生委員の確認および近隣協力員 3 名の登録が必要です。

所得割額に応じて設置時に自己負担金がかかる場合があります。

⑦福祉電話

電話を設置していない概ね 65 歳以上の低所得の一人暮らし高齢者等に対し、日常生活の向上を図るため福祉電話を貸与します。電話の設置費用及び基本料金は町で負担しますが、通話料は個人負担となります。

⑧老人日常生活用具の給付

概ね 65 歳以上の要援護高齢者及び一人暮らし高齢者に対し、日常生活の向上を図るため日常生活用具を支給します。

対象品目は次のとおりです。

- ・ 自動消火器
- ・ 電磁調理器

所得税額に応じて利用者負担金がかかる場合があります。

⑨人生いきいき住宅助成

高齢者や障がい者等が住み慣れた住宅で安心して暮らせる住環境を整備するために、既存住宅の改造に要する経費の一部を助成し、人にやさしい住まいづくりの実現を図ります。

区 分	特 別 型	一 般 型	増 改 築												
対象世帯 (右の対象者を含む世帯)	○介護保険の要介護・要支援認定を受けている人 ○身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている人	○65歳以上の人	○一般型若しくは特別型の対象世帯および対象となる人と同居しようとしている世帯												
対象事業	身体状況に応じた日常生活の維持に必要な既存住宅の改造		住宅改造・一般型、特別型で増改築を伴うもの												
補助要件	住まいの改良相談員等の承認	2 箇所以上の手すり取付け、または屋内の段差解消													
助 成 額	助成対象工事費(A)×助成率 【(A)限度額】 100万円 (介護保険分20万円含む) 【助成率】 1/3～全額 ※所得・課税状況により異なります	<table border="1"> <thead> <tr> <th>助成対象工事費</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75～150</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>150～300</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>300～600</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>600～900</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>900～</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>(千円) *75千円未満は助成対象外</p>	助成対象工事費	助成額	75～150	40	150～300	75	300～600	150	600～900	250	900～	300	$15 \text{万円} / \text{m}^2 \times \text{増改築部分面積(B)} \times 1/3$ 【(B)限度額】 150万円
助成対象工事費	助成額														
75～150	40														
150～300	75														
300～600	150														
600～900	250														
900～	300														

*助成は生計中心者の所得制限があります。

*昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅の場合、耐震診断が必要です。

【申請時期について】

- ・ 一般型は 12 月末までに受付があったものが助成対象となります。
- ・ 特別型は申請年度の 3 月中旬までに工事の完了報告ができるものが助成対象となります。

⑩住宅用火災警報器給付事業

高齢および重度障がい者等の世帯の経済的負担を軽減し、火災から生命および財産を守るとともに、福祉の向上を図るため給付を行います。

- ・対象者（当該年度住民税非課税世帯の人）
 - (1) 要介護度 4 又は 5 の認定を受けた在宅者が属する世帯
 - (2) 65 歳以上の一人暮らし世帯
 - (3) 75 歳以上の高齢者のみの世帯
 - (4) 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人が属する世帯
 - (5) 生活保護世帯

⑪長寿祝金

9 月の敬老月間に長寿をお祝いして祝金品を支給します。

対 象	内 容
最高齢者	記念品
100 歳	30,000 円（誕生日支給）
88 歳	20,000 円
77 歳	10,000 円

* 祝金の年齢基準日は 9 月 15 日です。

* 100 歳の人には県から祝状および記念品が支給されます。

* 金婚夫婦の人には記念品が支給されます。

⑫生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣の欠如および社会適応が困難な要援護高齢者を養護老人ホームへ短期入所させることにより、当該要援護高齢者およびその家族の福祉の向上を図ることを目的とします。

1. 利用できる人

概ね 65 歳以上の要援護高齢者で生活環境、身体的・精神的理由、経済的理由により日常生活を営むのに支障があり、次の要件の人

- ①虐待等により緊急に受け入れをする必要がある場合
- ②家庭や地域での対応が非常に難しく、緊急に受け入れをする必要のある場合
- ③居宅において生活事情等により、家族介護を受けることができない場合

* ただし、医療を受ける必要がある人、感染性疾患の人等は除きます。

2. 入所の施設、期間

入所施設は、福崎町養護老人ホーム福寿園です。期間は原則 7 日以内とします。

3. 入所申請手続き

利用申請書に健康診断書を添付し、健康福祉課へ申請してください。

審査の上、施設の受け入れ可能の確認をし決定します。

4. 利用個人負担金

一日当たり 385 円

(2) 施設の福祉

①老人ホームへの入所

●入所の対象となる人

- ・養護老人ホーム

65歳以上の人で、環境上の理由および経済的理由により居宅において生活することが困難な人が入所して、生活指導や機能の回復を図ります。

●申請から入所に至るまで

①入所措置申出書等の書類一式を健康福祉課へ提出

②本人との面接調査

③高齢者サービス調整チームにて審査（措置の要否を決定）

- ・措置不決定の場合は希望により在宅介護を援助するための在宅サービスを提供します。

④入所措置決定の場合は施設への入所依頼

⑤入所（入所までの待機期間は希望施設等により異なります）

※相談や申込は健康福祉課まで

●費用徴収

入所者本人 前年の収入を徴収基準とします。

扶養義務者 前年分の所得税額を徴収基準とします。

◎介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所については、介護保険対象となりますが、特別な場合のみ入所措置の対象となります。



(3) 避難行動要支援者支援制度 ～地域の力で助け合う～

①目的

地域の共助によって、災害発生時等に自ら避難することが困難な人（避難行動要支援者）に支援の手を差し伸べることで、「減災」につなげることを目的とした制度です。災害時に一人でも多くの命を救うためには、支援が必要な方の情報を、予め把握しておくことが重要です。そのため、町が作成する避難行動要支援者の名簿をもとに、区長、民生委員・児童委員、自主防災組織をはじめとする地域の方々に、日頃から要支援者の存在を共有し見守りを行います。

普段の見守りを通して、要支援者との関係を築き、減災につなげていきましょう。

②内容

	内 容
名簿 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①要介護3～5の認定を受けている者 ②身体障害者手帳1・2級を所持する者 ③療育手帳A判定を所持する者 ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 ⑤指定難病受給者証の交付を受けている者 ⑥上記に掲げる者のほか、災害時の避難行動に特別な配慮や援護を必要とする者のうち、支援を要するとして自ら申し出た者 ⑦上記に掲げる者のほか、地域で必要と判断され個別支援計画を作成した者 ⑧福崎町災害時要援護者名簿（旧制度）に登録されていた者 ⑨兵庫県透析患者災害時支援名簿に登録されている者 ⑩ その他町長が必要と認める者
名簿登載 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・電話番号その他の連絡先 ・同居者の有無 ・支援を必要とする理由（要介護度、障がい等級など）
情報提供	<p>本人の同意に基づき、地域に名簿情報の提供。 ※不同意の意思が明示されないときは、同意があったものとして取り扱います。</p>
個別 支援計画 の作成	<p>個別支援計画とは・・・一人一人の具体的な避難計画 （避難支援者3名選定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町から提供された名簿をもとに、一人一人の個別支援計画を本人と地域で作成します。 ・個別支援計画に基づいて、平常時の見守り活動や避難訓練、災害時の避難支援を行います。 <p>※地域での支援を希望される方が作成の対象となります。</p>
その他	<p>年1回更新を行います。</p>

③支援の流れ

下の図とあわせてご確認ください。

・避難行動名簿作成

町は、対象となる人の情報を集約し、名簿を作成します。

・同意の確認

町は、対象者に対して、平常時からの名簿提供に同意いただけるかの確認を郵送します。(図①)

・同意確認への返信

平常時からの名簿情報への同意の有無について、「同意確認書」により町に報告していただきます。(図②)

・同意者の名簿提供

町は、同意された人の名簿情報を平常時から地域に提供します。(図③)

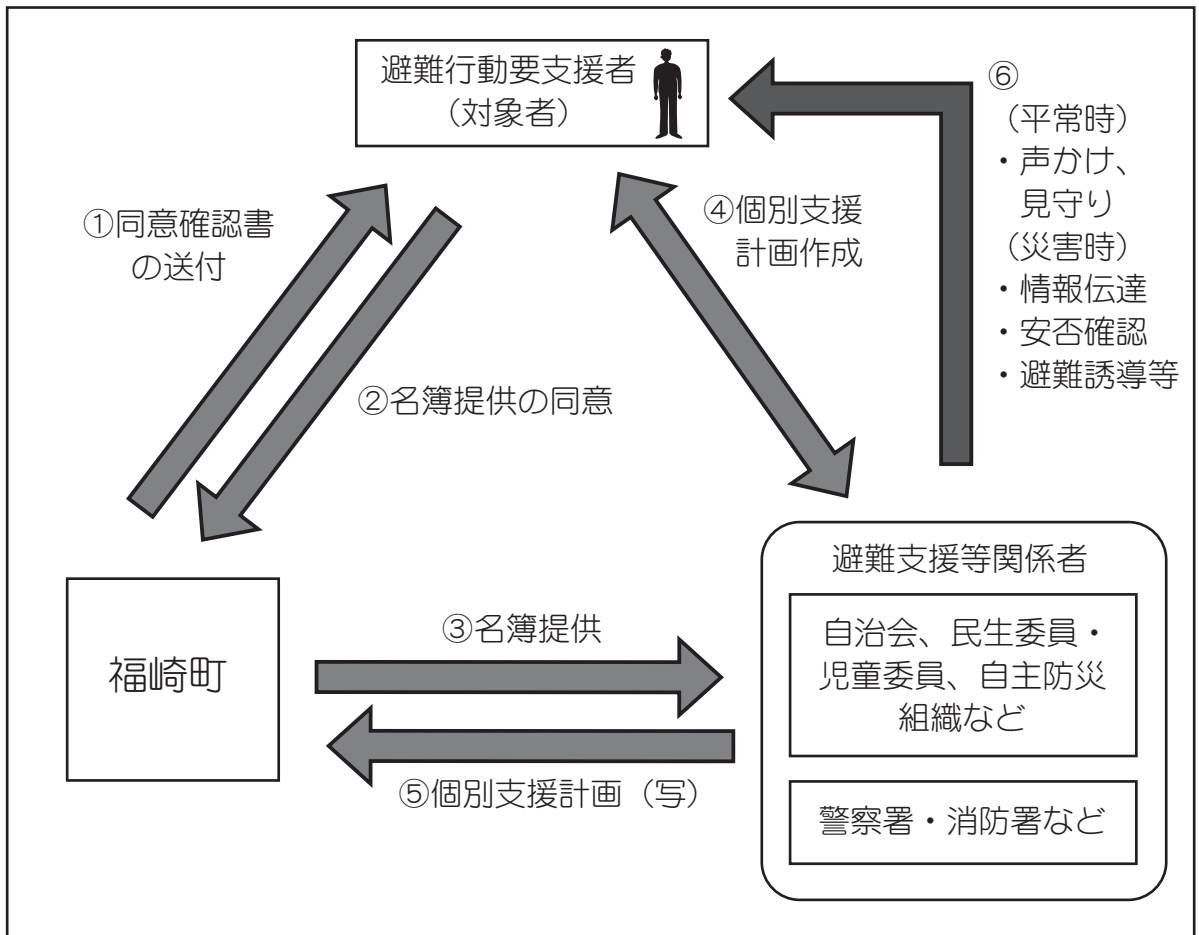
・個別支援計画の作成

地域は、提供された名簿をもとに、必要な人の個別支援計画を本人と相談し作成し(図④)、個別支援計画の写しを町に提出します。(図⑤)

・地域での共助

作成された個別支援計画をもとに、平常時は見守り活動等、災害時は避難支援等を行います。(図⑥)

<<イメージ図>>



(4) 福祉避難所

①福祉避難所とは

福祉避難所は、災害時において指定避難所での避難生活が長期化する恐れがあるときに開設される「二次的避難所」です。町では、介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者や障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう、下記の施設を福祉避難所に指定しています。

＜＜福祉避難所一覧＞＞

	施設名	住所
1	第1デイサービスセンター（なぐさの郷）	福崎町西治 474 番地 6
2	第2デイサービスセンター（すみよしの郷）	福崎町大貫 446 番地
3	ふくさきふれあいの館 文珠荘	福崎町東田原 1891 番地
4	特別養護老人ホーム サルビア荘	福崎町大貫 580 番地
5	小規模多機能ホーム もちもちの木	福崎町西治 1487 番地 1

②受入対象者

指定避難所等での生活が困難な要配慮者で、医療機関や入所施設への入院、入所に至らない人。（福祉避難所への受入れが必要かどうかは、指定避難所等を巡回する保健師等が判断します。）

＜＜注意事項＞＞

福祉避難所は建物の安全確認や人員確保ができた後開設されるので、受け入れが必要と思われる方についても、一旦は一般の避難所に避難することになります。その後、福祉避難所への受入れが必要と判断された方が福祉避難所へ移送されます。

